

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成16年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「又は同法」を「若しくは同法第5条に規定する禁止命令等を受けた者が行った当該禁止命令等を受ける原因となった行為又はストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)第2条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。